



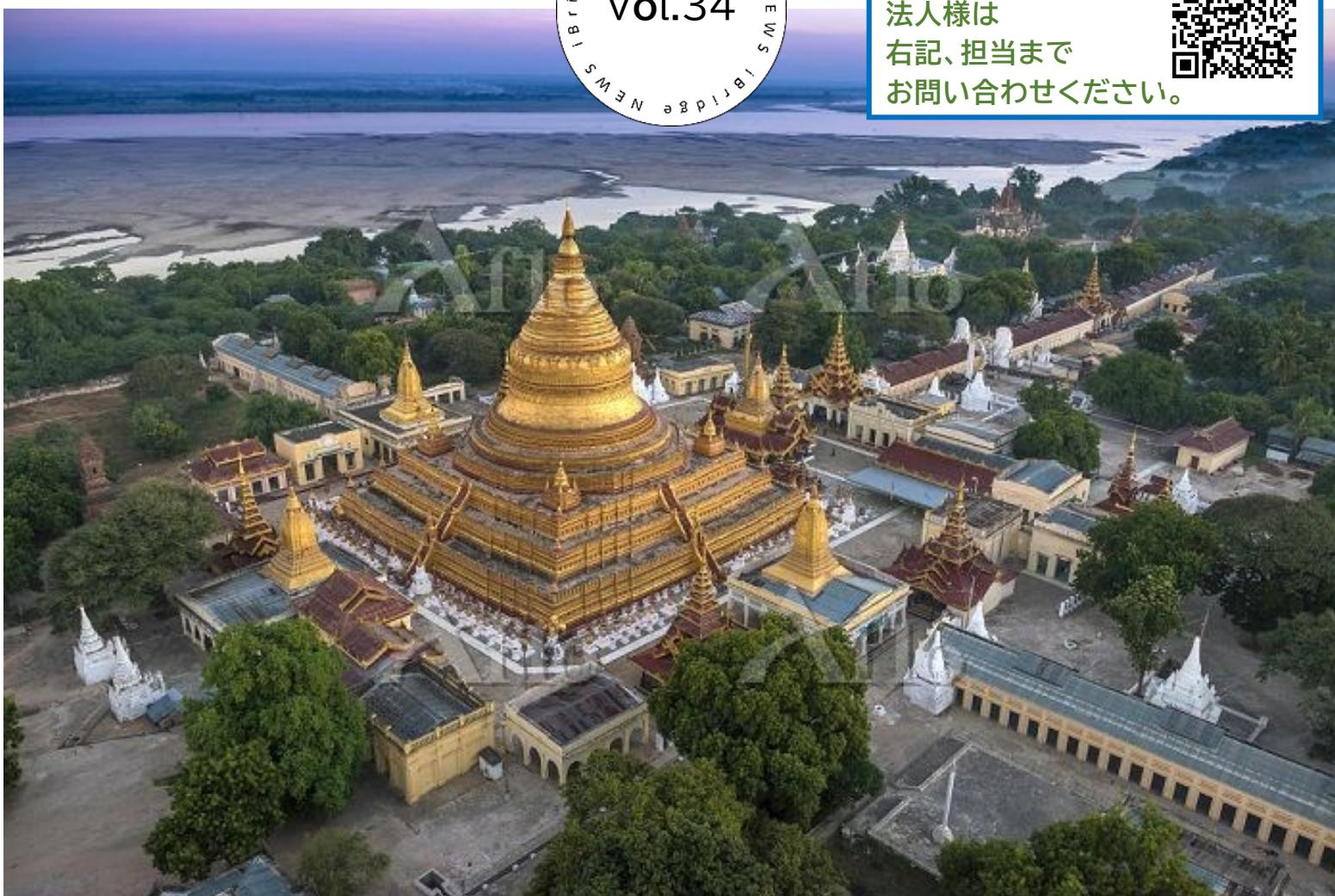
外国人技能実習制度の“今”を伝える

iBridge

アイブリッジ通信



技能実習導入を
ご希望・ご検討の
法人様は
右記、担当まで
お問い合わせください。



アイブリッジ協同組合では、結核対策を重要課題と考え、実習生が母国で行う胸部X線検査は勿論のこと、更に日本への入国前に、公益財団法人結核予防会の協力のもとX線画像の再読影を行っています。

結核予防会は、国民の疾病予防と健康増進に寄与するとともに、結核研究所を中心に世界的課題である途上国の結核対策に国際的に貢献することを目的にした組織です。

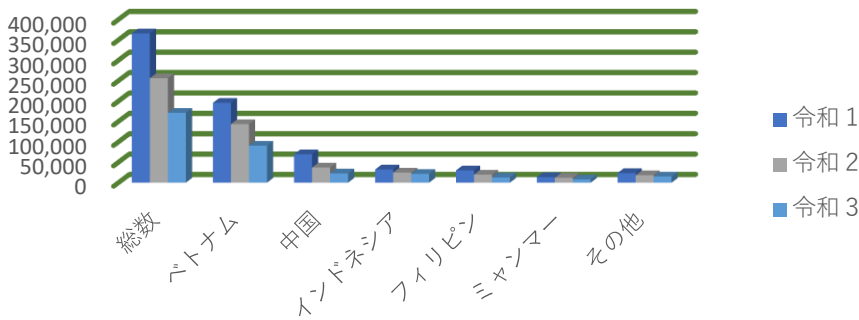
所管は、当組合の代表理事が局長を担っていた厚生労働省健康局です。

実習生の健康は勿論のこと、施設の利用者様、職員様にも安心していただけるよう取り組んでいます。

外国人技能実習機構業務統計が発表されました。令和元年から3年間の動きの中で介護職種
更にはミャンマー実習生の注目すべき特徴についてご紹介します。

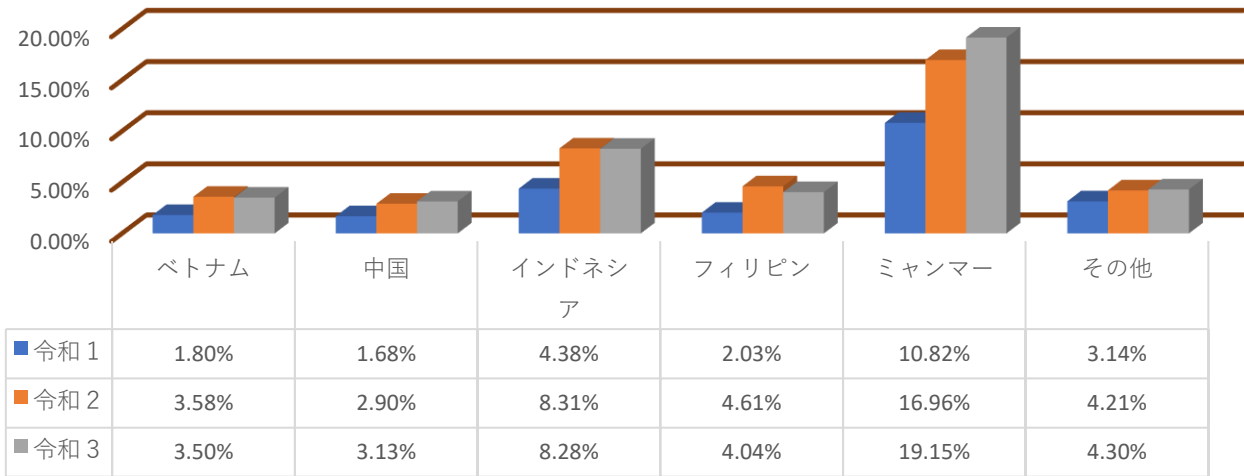
(令和元年から3年までの認定件数統計)

①国籍・地域別件数



②国籍・地域別認定件数	令和1		令和2		令和3	
総数	366,167	%	256,408	%	171,387	%
ベトナム	196,001	53.53	143,742	56.06	90,753	52.95
中国	69,795	19.06	37,208	14.51	22,879	13.35
インドネシア	32,508	8.88	24,922	9.72	21,651	12.63
フィリピン	30,326	8.28	19,911	7.77	12,785	7.46
ミャンマー	13,739	3.75	12,299	4.80	7,979	4.66
その他	23,798	6.50	18,326	7.15	15,340	8.95

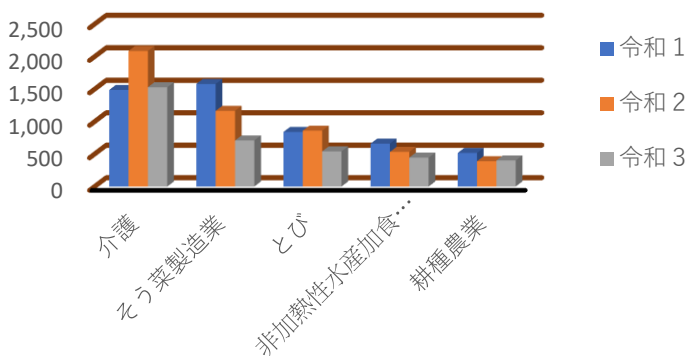
③実習生総数に占める介護職種の割合(%)



※まとめ

・コロナ禍から回復に向かっている中で、ベトナム、中国がまだ多くを構成していますが、最近の傾向としてベトナム、中国の減少、インドネシア、ミャンマー等の増加が見られます。
(資料①、②)
・ミャンマーでは、国内情勢の関係から就職先が少なくなっており優秀な人材が日本の技能実習、特に介護職種を希望しています。(資料③、④)
ミャンマーの介護職種実習生は、今後も優秀な人材が確保できる「有望国」です。

④ミャンマー実習生職種順位



技能実習生採用に役立つ助成金情報をご紹介します

雇用調整助成金

詳 細

制度概要	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業、教育訓練に要した費用を助成する制度
要 件	(1)雇用保険の適用事業主であること。(実習生は、6月以上被保険者期間が有ること) (2)売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること。 (3)雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上、中小企業以外の場合は5%を超えてかつ6人以上増加していないこと。 (4)実施する雇用調整が一定の基準を満たすものであること。
対 象	〔1〕休業の場合 労使間の協定により、所定労働日の全一日にわたって実施されるものであること。 〔2〕教育訓練の場合 〔1〕と同様の基準のほか、教育訓練の内容が、職業に関する知識・技能・技術の習得や向上を目的とするものであること。
受給内容	休業・教育訓練の場合、その初日から1年の間に最大100日分、3年の間に最大150日分受給できます。 技能実習生の受け入れ企業は、「雇用調整助成金」の申請を行い、要件を満たせば、休業手当または教育訓練の賃金相当額の助成金を受給することができます。

検索

[001102809.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)

制度概要	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。
要 件	(1)外国人労働者を雇用している事業主であること (2)認定を受けた就労環境整備計画に基づき、外国人労働者に対する就労環境整備措置(1及び2の措置に加え、3～5のいずれかを選択)を新たに導入し、外国人労働者に対して実施すること 1雇用労務責任者の選任、2就業規則等の社内規程の多言語化、3苦情・相談体制の整備 4一時帰国のための休暇制度の整備、5社内マニュアル・標識類等の多言語化 (3)就労環境整備計画期間終了後の一定期間経過後における外国人労働者の離職率が10%以下であること
対 象	受給要件をすべて満たした場合
受給額概要	受給要件を満たした場合、支給対象経費の合計額に助成率を乗じた下記の額を支給 ①賃金用件を満たしていない場合、支給対象経費の1/2(上限額57万円) ②賃金用件を満たす場合 支給対象経費の2/3(上限額72万円) 計画期間内に、事業主から外部の機関又は専門家等に対して支払いが完了した以下の経費を対象 (1)通訳費、(2)翻訳機器導入費、(3)翻訳料 (4)弁護士、社会保険労務士等への委託料 (5)社内標識類の設置・改修費 (各経費毎に条件有り)

検索

[001079870.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

今月の実習生紹介

株式会社 ハピネライフー光「ハーモニーハウス名張」様
(三重県名張市・介護付有料老人ホーム)

OHN MAR KYI (オン マー チー) さん (ミャンマー出身)



Q:介護実習に応募した動機

日本の介護技術を勉強して自分の国に戻って役立てたいと思ったからです。

Q:実習で良かったこと

職場で問題があったらアイブリッジ協同組合にいつでも相談できるし、職場に来て困る事とかを毎月聞いているのでアイブリッジ協同組合にお世話になったことが良かったと思います。

Q:実習で苦労したこと

最初は日本語の理解が余りできないのでコミュニケーションをとるのがなかなかできなくて苦労しました。それから、職場で困った事があっても転職できないので、難しいと思うことが有ります。

Q:日本の生活で良かったこと

日本の生活で1番便利なのは、ファーストフードで簡単に食べ物を買って食べることができることです。それから、交通が発達していることがとても便利と感じます。

Q:日本の生活で苦労したこと

最初の頃、漢字が読めないので買い物の時に困りました。市役所や銀行でも相手の説明が解りにくいことが有りました。

Q:将来の夢

将来の夢は 介護の仕事に興味あるから介護福祉士になりたいので今は頑張って勉強しています。



アイブリッジ協同組合 LINE公式アカウント



- ☑ 技能実習生の入国状況
- ☑ 新しい取り組み
- ☑ ミャンマーの国内状況
- ☑ 補助金・助成金制度
- ☑ 実習生の有効活用 などなど



LINE公式アカウント

@924wkeqs



アイブリッジ協同組合

所在地 : 〒103-0027

東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル9F

T E L : 03-6228-4196 FAX:03-6228-4896

U R L : <https://www.ibridge.or.jp> mail: info@ibridge.or.jp



2023年6月30日発行